

様式44

三重県知事

あて

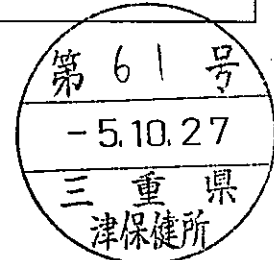
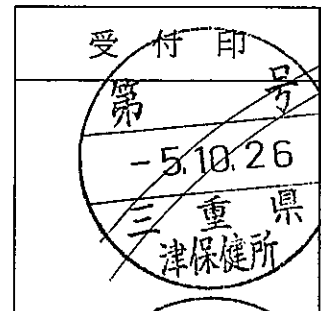
医療法人住所 三重県津市海岸町4番10号
 医療法人の名称 医療法人 世古口消化器内科
 理事長 世古口 健
 電話 059-226-3030

決算届

令和4年8月1日から令和5年7月31日までの決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届出します。

[添付書類]

1. 事業報告書
2. 財産目録
3. 貸借対照表
4. 損益計算書
5. 監事の監査報告書



設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第47条第1項参照）

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第49条の4参照）

2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
病院			
診療所	世古口消化器内科 なぎさまち診療所	三重県津市海岸町4番10号	無床診療所
介護老人 保健施設			

注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[]書で記載すること。

3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和4年9月20日	令和3年度決算の決定
令和4年9月20日	理事、監事の選任承認、理事報酬額決定承認
令和5年7月29日	令和5年度の事業計画及び収支予算の決定

様式 2

法人名 医療法人 世古口消化器内科
 所在地 三重県津市海岸町4-10

※医療法人整理番号 0407

財産目録
 (令和 5 年 7 月 31日現在)

1. 資 産 額 230,020 千円
 2. 負 債 額 184,838 千円
 3. 純 資 産 額 45,182 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	133,772
B 固 定 資 産	96,248
C 資 産 合 計 (A+B)	230,020
D 負 債 合 計	184,838
E 純 資 産 (C-D)	45,182

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
 建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3 - 3

法人名 医療法人 世古口消化器内科

※医療法人整理番号 0407

所在地 三重県津市海岸町4-10

貸借対照表

(令和5年7月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	133,772	I 流動負債	43,052
II 固定資産	96,248	II 固定負債	141,786
1 有形固定資産	90,990	負債合計	184,838
2 無形固定資産	1,567	純資産の部	
3 その他の資産	3,691	科 目	金 額
		I 資本剰余金	17,085
		II 利益剰余金	
		1 代替基金	
		2 その他利益剰余金	28,097
		III 評価・換算差額等	
		IV 基金	
		純資産合計	45,182
資産合計	230,020	負債・純資産合計	230,020

様式4-2

法人名 医療法人世古口消化器内科

※医療法人整理番号

所在地 三重県津市海岸町4-10

損益計算書

(自 令和 4年 8月 1日 至 令和 6年 7月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	85,511
2 事業費用	95,942
本来業務事業損失	△ 10,431
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業損失	△ 10,431
II 事業外収益	15,446
III 事業外費用	3,245
経常利益	1,770
IV 特別利益	1,101
V 特別損失	0
税引前当期純利益	2,871
法人税等	707
当期純利益	2,164

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式5

監事監査報告書

医療法人 世古口消化器内科

理事長 世古口 健 殿

私（注1）は、医療法人 世古口 消化器内科の令和4年会計年度（令和4年8月1日から令和5年7月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和5年9月20日

医療法人世古口消化器内科

監事 世古口 弘子

（注1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注2）社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。